

令和４年栗山町議会定例会５月臨時会議 会議録

令和４年５月１７日 午前９時３０分開会

１、出席議員は次のとおりである。

１番	藤	本	光	行	君
２番	大	西	勝	博	君
４番	佐	藤	則	男	君
５番	土	井	道	子	君
６番	佐	藤		功	君
７番	千	葉	清	己	君
８番	三	田	源	幸	君
９番	齊	藤	義	崇	君
１０番	置	田	武	司	君
１１番	鈴	木	千	逸	君
１２番	鵜	川	和	彦	君

２、欠席議員は次のとおりである。

３番	友	成	克	司	君
----	---	---	---	---	---

３、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局 長	小	南	治	朗
総務課総務グループ	稲	実	妃	都美

４、地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は次のとおりである。

町 長	佐々木	学	君
副 町 長	三 浦	匠	君
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼 新型コロナウイルス対策室長	中 野	和 広	君
総務課総務担当主幹 兼男女共同参画・内部統制担当主幹	出 南	力	君
栗山赤十字病院改築準備室長兼 新型コロナウイルス対策室主幹	高 野	瀬 大	和 君
まちづくり総括兼経営企画課長	橋 場	謙	吾 君
経営企画課地域政策担当主幹	田 崎		剛 君
税 務 課 長	篠 田	孝	義 君
出 納 室 長	清 水	一	徳 君
住 民 保 健 課 長	上 野	政	則 君

福祉総括兼福祉課長	森	英	幸	君
若者定住推進課長	小野寺	さ	ゆり	君
環境政策課長	谷口	良	之	君
建設総括兼建設課長	片山	伸	治	君
建設課技術長	西田	達	也	君
上下水道課長	花田	勝	巳	君
産業総括兼産業振興課長	高間	嘉	之	君
ブランド推進課長	高田	宏	明	君
教 育 長	吉田	政	和	君
教育総括兼学校教育課長	秦野	加	寿彦	君
介護福祉学校副校長				
兼 事 務 局 長	古田	敏	幸	君
農業委員会事務局長	吉川	道	也	君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

町長の所信表明

町長就任の宣誓

報告第 1 号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

報告第 2 号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

報告第 3 号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について

報告第 4 号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 5 号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 1 号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第2号）

議案第 2 号 栗山町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 5 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 栗山町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 栗山町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 中央団地 5 号棟新築主体工事の請負契約について
- 議案第 9 号 中央団地駅前棟新築主体工事の請負契約について
- 議案第 10 号 副町長の選任について
- 議案第 11 号 固定資産評価員の選任について
- 副町長退任あいさつ
- 副町長就任あいさつ

◎開会の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局長、報告のとおり定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年栗山町議会定例会 5 月臨時会議を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番佐藤則男議員、5 番土井道子議員のご両名を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、この度の定例会の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

◎会期の決定

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

会期については、議会運営委員会報告のとおり、本日から令和 5 年 4 月 3 0 日までの 3 4 9 日間と決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、会期は本日から令和 5 年 4 月 3 0 日までの 3 4 9 日間と決定いたします。

なお、今開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第４、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（小南治朗君） 本会議の議件は、議事日程のとおり、報告第１号 令和３年度栗山町一般会計補正予算（第１２号）の専決処分外１５件であります。

地方自治法第１２１条第１項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、総括、各課所長、並びに、教育委員会教育長の委任を受けた総括、課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、監査委員、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鵜川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎町長の所信表明並びに町長就任の宣誓

○議長（鵜川和彦君） 日程第５、町長の所信表明並びに日程第６、町長就任の宣誓を併せて行います。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 令和４年栗山町議会定例会５月臨時会議の開催に当たり今後の町政運営に関する所信を申し上げますとともに、栗山町自治基本条例第１４条の規定に基づく宣誓をさせていただきます。

私は、この度の栗山町長選挙におきまして、多くの町民並びに議員の皆さんの力強いご支援を賜り、無投票当選の栄を得て２期目の町政を担わせていただくこととなりました。

今、この壇上に改めて立たせていただき、町政の舵取りを担う使命の大きさと歴史と伝統ある栗山町長の責任の重さに身の引き締まる思いであります。

さて、本町を取り巻く環境は、道半ばとなっている町政課題や加速化する人口減少や少子高齢化への対応、さらには、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、疲弊の一途をたどる地域経済の立て直しと地域活力の再生が急務とな

るなど、大変厳しい局面を迎えております。

このような時だからこそ、まちの元気を創出し広く町内外に発信していくことが重要であり、その先頭に立ち町政を進めることが私に課せられた使命であると考えております。

そして、私たちのふるさと栗山には、試練の時代に立ち向かい未来を切り拓く風土と伝統があります。

まちづくりに情熱をかける素晴らしい人材と魅力的で豊かな地域資源を兼ね備える栗山町であれば、必ずやこの難局を乗り越えていけるものと確信をしております。

夢と希望に満ちあふれた栗山新時代を町民とともに創出するため、笑顔が輝く5つの元気印を掲げ、全力で町政を推進してまいります。

一つ目は、地域経済を支える産業が元気なまちの実現であります。

基幹産業である農業の基盤を確立する土地改良センターの設置や畑地帯総合整備事業の推進、関係人口の創出と商店街の活性化を目指す栗山駅南交流拠点施設の開設など、経済の成長が好循環するまちづくりを進めてまいります。

二つ目は、安全・安心な暮らしを守る社会が元気なまちの実現であります。

安心して医療を受けていただくための栗山赤十字病院の改築推進、ケアラーを地域全体で支える施策や介護人材の確保に向けた取組の推進など、町民の皆さんが、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らせるまちづくりを進めてまいります。

三つ目は、次代の栗山を担う子どもたちが元気なまちの実現であります。

子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支える子ども・子育て条例の制定、幼・保・小・中連携教育プログラムの開発や栗山高校と介護福祉学校の高・専一貫教育モデルの構築など、子どもたちが、将来へ夢・希望を持って成長できるまちづくりを進めてまいります。

四つ目は、多彩な魅力を育むひとが元気なまちの実現であります。

若者・子育て世代の移住を促進する支援制度の充実や、新たな住宅分譲地の整備、ハサンベツ里山の保全・再生やカーボンニュートラルの実現など、栗山の豊かな自然・歴史・文化を磨き上げ次代に誇れるまちづくりを進めてまいります。

五つ目は、連帯意識を高める地域が元気なまちの実現であります。

災害時の情報伝達手段や地域活動の発信拠点となるコミュニティFM局の開局、活力ある地域社会を目指す男女共同参画会議の設置など、ふるさと栗山で生きる幸せを実感できるまちづくりを進めてまいります。

今後のまちづくりの重要なキーワードとなる産業、社会、子どもたち、ひと、地域、これら5つの元気印を基本とし、すべての町民の皆さんの笑顔が輝き続けるまちづくりに挑戦してまいります。

以上、２期目の町政をお預かりするに当たり、私の所信の一端を申し上げます。

なお、本年度における町政運営の方針並びに施策につきましては、６月定例会議におきまして町政執行方針の中で述べさせていただきたいと考えております。

私に託されたこれからの４年間、ともに試練の時代に立ち向かう町民の皆さんに何かあれば真っ先に駆けつけ、頑張っている方がいれば激励に向かい、何かを成し遂げようとする時には一緒に汗を流す、そのような町長であり続けたいと思います。

ふるさととは栗山です。元気を結集し、笑顔が輝くまちの実現のため、私の持てるすべてを傾け、全力で町政に取り組んでまいりますので、町民並びに議員皆さんの特段なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

引き続き、栗山町自治基本条例第１４条の規定に基づき、町長就任時の宣誓を行います。

宣誓。

私は、先人が守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ、主権者である町民の参加による自律したまちづくりを推進するという本条例の基本理念に基づき、ふるさととは栗山です、と町民誰もが誇りをもち、いつまでも住み続けたいと思うことができるまちを実現するため、公平、公正かつ誠実に職務を執行することを誓います。

令和４年５月１７日。栗山町長 佐々木学。

以上、私の所信表明及び町長就任の宣誓といたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 町長の所信表明並びに町長就任の宣誓が終わりましたので、次に進みます。

◎報告第１号

○議長（鵜川和彦君） 日程第７、報告第１号 令和３年度栗山町一般会計補正予算（第１２号）の専決処分について議題に供します。

報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第１号 令和３年度栗山町一般会計補正予算（第１２号）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２９万６千円を追加し、歳入歳出の

総額をそれぞれ１０３億２，７１２万７千円とするものであります。

専決処分をいたしました内容は、令和４年３月１６日発生の福島県沖地震で被災した本町の姉妹都市であります宮城県角田市への支援に係る補正であります。

今回の支援につきましては、多くの家屋被害が発生した角田市より、災害対応に係る人的支援の協力要請があったことから、本町といたしましても、姉妹都市の早期復興に向けた緊急の対応として、職員派遣等の支援を決定したものであります。

派遣内容は、第１次派遣として令和４年３月２７日から４月１１日までの１６日間で技術職、事務職の計２名を派遣。

第２次派遣として、令和４年４月１０日から２２日までの１３日間で技術職、事務職の計２名を派遣したものであります。

業務内容は、罹災証明書等に係る受付及び交付事務並びに家屋被害調査であります。

なお、今回の補正につきましては、令和４年３月３１日までの経費に係る予算を計上したもので、４月１日以降の経費につきましては、後ほどご報告いたします報告第２号、令和４年度栗山町一般会計補正予算（第１号）において補正したものであります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

４ページをお開きください。

まず、歳出であります。２款１項１目一般管理費の１２９万６千円の補正は宮城県角田市への災害支援に係るもので内訳につきましては、８節旅費で支援職員の派遣に係る一般職の普通旅費２５万６千円の追加、１３節使用料及び賃借料で自動車借上料４万円の追加、２５節寄附金で本町からの災害見舞金として１００万円であります。

３ページをお開きください。

次に歳入であります。１９款１項５目１節財政調整基金繰入金の１２９万６千円の補正は、今回の補正予算の財源として繰り入れるものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第１号の報告を受けたところでありますが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第2号

○議長（鵜川和彦君） 日程第8、報告第2号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第2号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ89億711万9千円とするものであります。

専決処分をいたしました内容は、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震で被災した、本町の姉妹都市であります宮城県角田市への支援に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳出であります。2款1項1目一般管理費の111万9千円の補正は宮城県角田市への令和4年4月1日以降の災害支援に係るもので、内訳につきましては8節旅費で支援職員の派遣に係る一般職の普通旅費89万2千円の追加、10節需用費で自動車用燃料費1万1千円、13節使用料及び賃借料で自動車借上料21万6千円の追加であります。

3ページをお開きください。

次に歳入であります。19款1項5目1節財政調整基金繰入金の111万9千円の補正は、今回の補正予算の財源として繰り入れるものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 報告第2号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第3号

○議長（鵜川和彦君） 日程第9、報告第3号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第3号 令和3年度栗山町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,316万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ108億8,029万円とするものであります。

専決処分をいたしました主な内容は、歳入では、町税や地方交付税などの確定見込み等による補正、歳出では、2款総務費の財政調整基金積立金の追加等に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳出であります。2款1項1目24節積立金の1億5,312万5千円の補正は、普通交付税のうち、臨時財政対策債償還財源として交付されました5,426万7千円、及び今後の公共施設長寿命化対策等に係る公債費の償還財源として、今回の補正財源の一部9,885万8千円を減債基金へ積み立てるものであります。

6目24節積立金の4億円の補正は、後ほど歳入でご説明いたします地方交付税の確定に伴う余剰財源を財政調整基金に積み立てるものであります。

6款2項2目24節積立金の3万8千円の補正は、後ほど歳入でご説明いたします森林環境譲与税の確定に伴う余剰財源を森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。

3ページをお開きください。

次に歳入であります。1款1項町民税から6項入湯税までにつきましては、町税の確定見込みによる補正であります。

2款3項森林環境譲与税及び11款地方交付税につきましては、それぞれ収入額の確定による補正であります。

19款1項5目1節財政調整基金繰入金の3,615万3千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として減額するものであります。

以上、補正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第3号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第４号

○議長（鶴川和彦君） 日程第１０、報告第４号 栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供し、報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第４号 栗山町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町税条例の一部を改正する条例は、令和４年３月３１日法律第１号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第３４条の７は、寄附金税額控除に係る規定で、民法法人に係る寄附金控除の経過措置が終了したことにより、規定を改めるものであります。

第４８条は、法人の町民税の申告納付に係る規定で、法改正に伴う引用条項の整理であります。

第７３条の２及び第７３条の３は、固定資産課税台帳の閲覧等に係る手数料を定める規定で、法改正に伴い固定資産課税台帳の閲覧及び証明書交付の際、ＤＶ被害者等に係る住所の記載を削除する等の支援措置が可能となったことから、当該措置を講じた場合においても同様に手数料を徴する旨の規定を加えるものであります。

附則第１０条の２及び附則第１０条の３は、法改正に伴う規定の整理であります。

附則第１２条第１項は、宅地等に対して課する固定資産税の特例を定める規定で法改正により、課税標準額が増加する商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について、令和４年度に限り当該増加幅を評価額の２．５％までに軽減する措置を講ずるものであります。

附則第１条につきましては、施行日を定めたもので、令和４年４月１日から施行するものであります。

附則第２条につきましては、固定資産税に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第４号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎報告第5号

○議長（鶴川和彦君） 日程第11、報告第5号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題に供します。

報告を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 報告第5号 栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものであります。

今回、専決処分いたしました栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例は、令和4年3月31日法律第1号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係規定の改正であります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

附則第3項は、法改正に伴う引用条項の整理であります。

附則第4項は、宅地等に対して課する都市計画税の特例を定める規定で、法改正により、課税標準額が増加する商業地等に係る都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り当該増加幅を評価額の2.5%までに軽減する措置を講ずるものであります。

附則第11項は、法改正に伴う引用条項の整理であります。

附則第1項につきましては、施行日を定めたもので令和4年4月1日から施行するものであります。

附則第2項につきましては、本条例による改正規定の適用に関する経過措置を定めるものであります。

以上、栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 報告第5号の報告を受けたところですが、ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件は、報告事項でありますので、以上で終わります。

◎議案第1号

○議長（鵜川和彦君） 日程第12、議案第1号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第1号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ89億1,211万9千円とするものであります。

補正の内容は、10款教育費におきまして歴史的建造物等保存継承事業補助金に係る補正であります。

それでは、事項別明細についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳出であります。10款4項5目18節負担金補助及び交付金の500万円の補正は、国の登録有形文化財であります小林酒造酒蔵群13棟のうち、雪害により破損いたしました、なつかしホールの屋根修繕に係るもので、栗山町歴史的建造物等保存継承事業補助金交付要綱に基づき小林酒造株式会社が実施する修繕に要する費用の一部を補助するものであります。

3ページをお開きください。

次に歳入であります。19款1項5目1節財政調整基金繰入金の500万円の補正は、今回の補正の財源として繰り入れるものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第１号 令和４年度栗山町一般会計補正予算（第２号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第１号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第２号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１３、議案第２号 栗山町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第２号 栗山町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

栗山町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

今回変更させていただく内容は、本年度当初予算で議決をいただいております１件の事業の追加で、計画本文における事業計画の変更を伴うことから、今般、ご提案させていただくものであります。

それでは、計画の変更内容についてご説明いたします。

区分、３．産業の振興、（３）計画、持続的発展施策区分、２．産業の振興におきまして、事業名、（５）企業誘致、また、事業内容として旧継立中学校改修事業をそれぞれ追加するものであります。

なお、本計画変更に関しましては、５月１６日に道との事前協議を終えているところであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第２号 栗山町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第２号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第３号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１４、議案第３号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第３号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年８月の人事院勧告におきまして、民間給与水準との均衡を図るため、令和３年度より期末手当の支給率を０．１５月分引下げとの勧告がなされました。

また、同勧告に基づく国の給与法改正が本年４月の成立となったことから、国家公務員におきましては、令和３年度の引下げ相当額を本年６月支給の期末手当から減額調整することとなったところであります。

本町におきましても国家公務員との均衡の原則に基づき、人事院勧告どおり期末手当支給率の引下げを行うとともに、併せて、国の取扱いに準拠し、昨年度引下げ相当額を本年６月の期末手当から減額調整することとし、本条例を改正するものであります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第２０条は、期末手当の支給率を一般職においては１００分の１２０とし、再任用職員においては１００分の６７．５とするものであります。

附則第１項は、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

附則第２項は、本年６月支給の期末手当に関する特例措置を定めたもので、令和３年度引下げ相当額の減額調整に係る規定であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

7 番、千葉議員。

○7 番（千葉清己君） これについて、賛成をしますけれども、ちょっと聞きたいことがあります。

これ、去年の人事院勧告ですから、他の市町村でもですね去年のうちに条例改正をしていると僕は、聞きました。

そして、うちはですね、国に準拠してっていう今説明がありましたけれども、もうこの部分についてですね、現実には、既に退職してしまって、もらったまま、というそういう例もあって、不公平が出るということはですね、想定されていたわけですから、やはり私は去年のうちにやっぱりこれ改正すべきだったと思うのですが、そこら辺の見解をお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 7 番、千葉議員の質疑に対する答弁に入ります。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長兼新型コロナウイルス対策室長（中野和広君）
千葉議員お尋ねの条例改正を令和3年度中ということで、退職者に係るその12月手当分の減額部分が出来なかったということですが、国のほうの法律改正のほうに間に合わず、私が確認している中では、南空知の町では、条例改正は年度内に出来ず、今回の6月の期末手当で減額できるように5月臨時会等での条例改正を予定しているというふうに確認をしております。

本町におきまして、6月手当支給前のこの臨時会議におきまして、条例改正をさせていただきまして、在籍している職員につきましては6月手当で減額をさせていただく、千葉議員おっしゃられるとおり3月退職された職員については、12月中の支給が既に済んでおりまして、6月手当での減額はきかないのですけれども、その部分は、致し方ないものと判断しております。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 7 番、千葉議員。

○7 番（千葉清己君） ちょっと今、最後の答弁が聞こえなかったのですが、差が出ない。

最後の答弁、引けなかったけれどもの後ちょっと。

○議長（鵜川和彦君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長兼新型コロナウイルス対策室長（中野和広君）
3月に退職された職員に対して支給した12月手当分の減額がきかなかったという部分ですが、職員に対する、支給について減額が出来なかったことについては、致し方ないということで判断をしております。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） 千葉議員。

○7番（千葉清己君） 致し方ないと言われたら、それまでなのですが、やっぱり、他の市町村ではやったところがありましたから、何でも国、国というのではなく、こういうことが想定されるのであれば、町の主体性として判断してもらいたかったという気持ちを言いました。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第3号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第4号

○議長（鵜川和彦君） 日程第15、議案第4号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第4号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年8月の人事院勧告におきまして、期末手当の支給率を0.15月分引下げとの勧告がなされ、また、国においては、令和3年度の引下げ相当額を本年6月支給の期末手当から減額調整することとしたところであります。

本町におきましても、この人事院勧告及び国の取扱いを踏まえ本条例を改正するものであります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第5条は、期末手当の支給率を100分の215とするものであります。

附則第 1 項は、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

附則第 2 項は、本年 6 月支給の期末手当に関する特例措置を定めたもので、令和 3 年度引下げ相当額の減額調整に係る規定であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。
討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 4 号 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第 4 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 5 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 16、議案第 5 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 5 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年 8 月の人事院勧告におきまして、期末手当の支給率を 0.15 月分引下げとの勧告がなされ、また、国においては、令和 3 年度の引下げ相当額を本年 6 月支給の期末手当から減額調整することとしたところであります。

本町におきましても、この人事院勧告及び国の取扱いを踏まえ本条例を改正するものであります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第 4 条は、期末手当の支給率を 100 分の 215 とするものであります。

附則第 1 項は、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

附則第２項は、本年６月支給の期末手当に関する特例措置を定めたもので、令和３年度引下げ相当額の減額調整に係る規定であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第６号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１７、議案第６号 栗山町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第６号 栗山町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

昨年８月の人事院勧告におきまして、期末手当の支給率を０．１５月分引下げとの勧告がなされました。

本町におきましても、この人事院勧告を踏まえ本条例を改正するものであります。

なお、会計年度任用職員につきましては、従前より、その任用形態に鑑み人事院勧告に伴う給与改定を翌年度より適用していることから、一般職等と同様の減額調整は行わないものであります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

第8条は、期末手当の支給率を100分の120とするものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第6号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第6号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第7号

○議長（鵜川和彦君） 日程第18、議案第7号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第7号 栗山町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

第2号会計年度任用職員に対する期末手当の支給につきましては、本条例において一般職の職員の例によると定められており、今回、その支給率は同様に0.15月分引下げとなるものでありますが、その任用形態に鑑み一般職等と同様の減額調整は行わないことから、その適用を除外する規定の整備等を行うものであります。

以下、改正条項についてご説明申し上げます。

附則第２項は、期末手当の支給率改定時における適用年度の特例を定めたものであります。

附則第３項は、一般職等に行う令和３年度引下げ相当額の減額調整の適用を除外する規定を追加するものであります。

附則につきましては、施行日を定めたもので、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第７号 栗山町第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第７号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第８号

○議長（鵜川和彦君） 日程第１９、議案第８号 中央団地５号棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第８号 中央団地５号棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

中央団地５号棟新築主体工事について、請負契約を締結するため地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中央団地 5 号棟新築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、8,085 万円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、97.3 パーセントであります。

契約の相手方は、栗山町中央 1 丁目 1 番地 1、松原産業株式会社 代表取締役 松原正和であります。

入札につきましては、5 月 10 日に行い指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鈷建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上 6 社であります。

工事場所は、栗山町中央 1 丁目であります。

工事の内容は、木造 2 階建、延床面積 337.99 m²、1 棟の新築であります。

工事期間は、着手の日から令和 5 年 1 月 13 日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金 4,042 万 5 千円、起債 4,040 万円、一般財源 2 万 5 千円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

齊藤議員。

○9 番（齊藤義崇君） 1 点確認したいです。

これは、確か都市再生整備事業のアール 4 年の 1 棟掛ける 4 戸が入るっていう、住宅のほうでしょうか。

平米数は、教えてもらったのですが、確か 1 から 8 号棟ある 6 棟を 40 戸入るのを中央団地ずらして、6 棟にして 34 件に減るっていう計画の最終年の 4 戸入りっていうのでしょうか。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

建設課長。

○建設総括兼建設課長（片山伸治君） 齊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

中央団地につきましては、令和 2 年から建築を進めておりまして、令和 2 年 16 戸、令和 3 年 8 戸、そして、本年度は 10 戸を予定しておりまして、今ご質問のこの 5 号棟につきましては、2LDK が 4 戸というふうになっております。

参考といたしまして、次の議案になりますけども、駅前棟につきましては、1LDK が 6 戸ということで、本年度につきましては、2 棟 10 戸、予定をしているところでございます。

○議長（鶴川和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第 8 号 中央団地 5 号棟新築主体工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第 8 号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 9 号

○議長（鵜川和彦君） 日程第 20、議案第 9 号 中央団地駅前棟新築主体工事の請負契約についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 9 号 中央団地駅前棟新築主体工事の請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

中央団地駅前棟新築主体工事について、請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、中央団地駅前棟新築主体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札によるもので、契約金額は、9,894 万 5 千円であります。

なお、予定価格に対する落札率は、96.9 パーセントであります。

契約の相手方は、栗山町朝日 4 丁目 32 番地 3、朝日産業株式会社 代表取締役 廣岡延博であります。

入札につきましては、5 月 10 日に行い、指名業者は、松原産業株式会社、朝日産業株式会社、三鉾建設株式会社、新太平洋建設株式会社、株式会社中山組、岩倉建設株式会社、以上 6 社であります。

工事場所は、栗山町中央 2 丁目であります。

工事内容は、木造 2 階建、延床面積 459.26 m²、1 棟の新築であります。

工事期間は、着手の日から令和５年１月１３日までであります。

この工事の財源内訳につきましては、国庫補助金４，９４７万２千円、起債４，９４０万円、一般財源７万３千円であります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

齊藤議員。

○９番（齊藤義崇君） ちょっと関連することなので、聞いてよろしいでしょうか。ということ、いいですか議長。

入札の話なのですが、住宅の関係で関連することなのですが、いいですか。質問内容ですね。はい。

令和２年３年４年とこの中央団地の整備をやってきて、間違いでなければ、８戸が２棟、４戸が２棟、４と６が建ってですね３４戸になられたと思うのですよね。

令和２年の公共施設の公営住宅の計画のときに、令和２年３月段階で、認識出来ているのが３８件入っていて、４０戸の予定のところに、ちょっと古くもなったのでという説明を僕質問したような気がしていて、気になっているのは間違いだったらすいません、たよりに中央団地募集って出ていたような、どなたか、今手元にないのですが、それがよぎってですね、関連した質疑なのですが、もともと４０戸あったところが、人口をね維持しようということでしたから、この計画、関係人口をふやすための都市再生整備事業の一環に中央団地を入れて成立しているそのパッケージとしての事業だと思うのですが、そもそもの方が、もともとの入居数も中央団地という呼び名でいけば減って、かつ、募集もされるということであれば、もともとの人が気になりますという質問です。

もしくは、何らかの事情で出られた、新築がいいかなとは思っているのですが、家賃が少し高いのかなとかいう諸般の事情があるらしいでしょうけど、ちょっと、お答えいただきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

建設課長。

○建設総括兼建設課長（片山伸治君） 齊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

当初、中央団地、令和２年から建築をいたしまして、３４戸ということで計画をして、今回きているわけですが、当時ですね、一番最初に計画したときにはまだ三十七、八戸、たしか入居されていたと思います。

アンケート調査をいたしまして、新しい住宅に移転のですね、住宅のほうに引っ越すのか、それからまたですね今、議員おっしゃられたとおり、新しい住宅になり

ますと当然家賃が増えますので、大きくなりますので、なかなかやっぱり、厳しいという方もいらっしゃいましたので、ほかの、もっとこう、同じような、料金の低い、住宅のほうに移りたいという方もおりましたので、その辺も聞き取りをいたしまして最終的に３４戸ということで、建設をしたわけです。

しかしながらですね、その間にいろいろ事情あってですね、出られた方などもいらっしゃいまして、昨年についてはですね、８件、建築をしたのですが、実際に移転した方は６件、６世帯で、２件については、新規に募集をした、そういう経過がございます。

ちなみに今年の１０件については、今現在、中央団地に１０世帯おりまして、その方たちが全て新しい住宅のほうに引っ越しされるというふうに考えているところでございます。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○９番（齊藤義崇君） はい、ありがとうございます。

今すぐにでなくてもいいですけど、このせっかく新しくなるし、その公営住宅の計画を考えると、また次、継立とか角田とかいろんな計画がありましたから、僕は空いているから駄目とかいいとか言っている意味ではないのですが、お金をせっかくこう入札して工事もいよいよ始まるので、その前に建てた建物が、やっぱりちゃんと埋まって、きちっと新しく建てた建物がね、埋まるっていうのは大事なかなと思って関連質問したのですが、今日これでやめてですね、また別の機会の時に質問したいと思います。ありがとうございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第９号 中央団地駅前棟新築主体工事の請負契約について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第９号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第１０号

○議長（鶴川和彦君） 日程第２１、議案第１０号 副町長の選任についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第１０号 副町長の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

平成３０年５月１８日に就任以来、栗山町副町長を務められております三浦匠氏より、５月１７日の任期満了をもって退任する旨の申し出があったことから、その後任として、現在、まちづくり総括兼経営企画課長であります橋場謙吾氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、本議会の同意をお願いするものであります。

橋場氏は、昭和４４年１２月７日生まれの５２歳で、岩見沢農業高等学校を卒業後、昭和６３年４月に栗山町役場へ奉職し、都市施設課を振り出しに、経営企画課主幹、総務課長、また、横断的な政策課題及び政策上の重要案件を担当する総括職などを歴任しております。

橋場氏は、温厚かつ実直な人柄で、職員からの信望も厚く、これまで培われた行政経験を活かし私の補佐役として、町民の笑顔と元気が溢れる栗山新時代の実現に積極的に取り組んでいただけるものと確信するとともに、識見、人格ともに十分信頼できる人物であり、栗山町副町長として適任であると考えております。

なお、副町長の任期につきましては、本年５月１８日から令和８年５月１７日までの４年間であります。

以上、提案理由といたしますので、本議会の同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鶴川和彦君） ご異議がないようですので、そのように取り計らいます。

お諮りいたします。議案第１０号 副町長の選任について原案に同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第１０号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第１１号

○議長（鵜川和彦君） 日程第２２、議案第１１号 固定資産評価員についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第１１号 固定資産評価員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価員として、先ほど副町長の選任にご同意賜りました橋場謙吾氏を選任いたしたく、地方税法第４０４条第２項の規定により、本議会の同意をお願いするものであります。

なお、選任日につきましては、本年５月１８日からであります。

以上、提案理由といたしますので、本議会の同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

本件につきましても、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、そのように取り計らいます。

お諮りいたします。議案第１１号 固定資産評価員の選任について原案に同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第１１号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

◎副町長退任あいさつ

○議長（鵜川和彦君） 以上で提案された案件の審議が終了いたしました。ここで退任される三浦副町長より発言を求められておりますので、

これを了承したいと思います。

副町長。

[副町長 三浦 匠君登壇]

○副町長（三浦 匠君） 本議会開催中の貴重な時間に、発言の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

退任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、任期満了により、副町長の職を退任させていただきました。

昭和63年に栗山町役場に奉職し、職員として30年間。そして、平成30年5月に議員皆様のご同意をいただき、副町長に就任して4年間、合わせまして34年もの長きにわたり、未熟ながらも務めさせていただきました。

これも、町民の皆様、議員の皆様、そして、佐々木町長を初め、職員の皆様のご指導、ご支援があつてのものと考えております。心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。大変ありがとうございました。

34年前、就職を機に、町外出身者であります私が、初めてここ栗山町に移り住み、以来、歴史とともに磨き上げられてきた栗山町の誇るべき、自然、産業、福祉、教育、文化など、数々のまちの魅力を知り、そこで生き生きと活動される多くの町民の皆さんと出会い、そして、職場の先輩、同僚、後輩の皆さんとともに、この魅力あふれる栗山町のまちづくりに関わらせていただきました。このことは、私にとりまして大きな喜びであり誇りであり、かけがえのない財産であります。

支えていただきました皆様方へ、感謝の気持ちでいっぱいでございます。重ねてお礼を申し上げます。

地方自治を取り巻く環境は、人口減少、超高齢社会、地域経済の縮小、そして今般のコロナ感染拡大の影響など様々な課題が山積するこれまでにない厳しい局面を迎えておりますが、佐々木町長を先頭に、ふるさと栗山を愛する町民の皆さん、議員の皆さん、そして、先ほど選任されました橋場副町長を初め、職員の皆さん、それぞれの力が結集し、将来にわたり、ここに住む誰もが元気に笑顔で暮らすことのできるまちづくりが進められていくものと確信をしております。

最後に、改めまして町民の皆様、議員の皆様、佐々木町長を初め、職員の皆様に心より感謝を申し上げますとともに栗山町の今後ますますのご発展を心よりご祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。

長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎副町長就任あいさつ

○議長（鶴川和彦君） 続きまして、先ほど新副町長に選任されました橋場新副町

長より、発言を求められておりますので、これを了承したいと思います。

橋場新副町長。

〔まちづくり総括兼経営企画課長 橋場謙吾君登壇〕

○まちづくり総括兼経営企画課長（橋場謙吾君） 本会議の貴重な時間、発言の機会をいただき、大変ありがとうございます。

高い席からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、私の副町長選任に当たりまして、議員皆様のご同意を賜りましたことを心より厚くお礼申し上げます。

今、こうしてこの場に立たせていただき、これまでにない緊張感とともに、その職責の重さを痛感しているところでございます。私は、昭和63年に町職員として奉職し、以来、これまでの間、議員皆様の初め、町民の皆様、そして、佐々木町長や職員の方々の温かいご指導をいただき、今日この日を迎えることが出来ておりますが、見てのとおりでまだまだ至らぬ点が多々ございます。

私に求められる副町長としての資質、能力については、三浦副町長や歴代の副町長には到底及びませんが、これから町長の補佐役として、しっかりとその責任を果たしてまいりたいと考えております。

社会全体が大きな転換期を迎える中で、地方にとりましても、日々、厳しさを増している状況ではございますが、佐々木町長が掲げる元気創生、栗山新時代の実現に向け、そして、町民の皆様から信頼される期待される役場を目指し、今のこの緊張感を忘れることなく、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。

議員皆様におかれましては、どうか今後とも、これまでと変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、就任に当たったの挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会5月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第7条の規定により、令和4年定例会を休会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和4年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時52分